



第94期 定時株主総会

招集ご通知



開催日時

2024年6月27日（木曜日）

午前10時



開催場所

大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 捕欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

インターネット等または書面（郵送）による議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、4ページをご参照ください。

目 次

招集ご通知

| | |
|---------------------------|---|
| 定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| 議決権行使についてのご案内 | 4 |
| インターネットによるライブ配信のご案内 | 6 |

事業報告

| | |
|---|----|
| 1. 企業集団の現況に関する事項 | 8 |
| 2. 会社の株式に関する事項 | 17 |
| 3. 会社の新株予約権等に関する事項 | 18 |
| 4. 会社役員に関する事項 | 19 |
| 5. 会計監査人の状況 | 27 |
| 6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要 | 28 |

連結計算書類

| | |
|---------------|----|
| 連結貸借対照表 | 34 |
| 連結損益計算書 | 35 |

計算書類

| | |
|-------------|----|
| 貸借対照表 | 36 |
| 損益計算書 | 37 |

監査報告

| | |
|-----------------------|----|
| 連結計算書類に係る会計監査報告 | 38 |
| 計算書類に係る会計監査報告 | 41 |
| 監査役会の監査報告 | 44 |

株主総会参考書類

| | |
|----------------|----|
| 議案及び参考事項 | 46 |
|----------------|----|

株 主 各 位

(証券コード5659)
(発送日)
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日)
2024年6月5日

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

日本精線株式会社

代表取締役社長 利光一浩

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社 第94期（2024年3月期）定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、次ページに記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
 ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ

3. 目的事項
報告事項 1. 第94期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役1名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件
 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 第5号議案 役員賞与支給の件

当社ウェブサイト

<https://www.n-seisen.co.jp/ir/info/meeting/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第94期（2024年3月期）定時株主総会招集ご通知」をご確認ください)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5659/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK01001Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本精線」または「コード」に当社証券コード「5659」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

4. 交付書面に記載しない事項についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち下記事項については書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、当該書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、監査報告書を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。

- (1) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- (2) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

5. その他株主総会招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネット等による方法と議決権行使書面の郵送による方法と重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以上

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出ください。

開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に
対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する
賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1～5号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

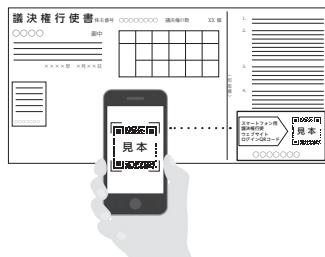
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

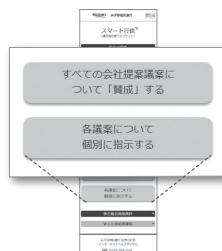
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

*QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

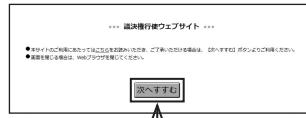
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

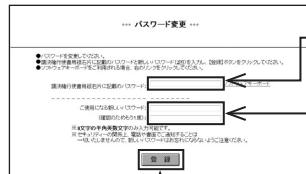
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

*操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始除く 9:00~21:00)

インターネットによるライブ配信のご案内

1. インターネットによるライブ配信について

(1) 本株主総会におきましては、ご来場されない株主様にも、インターネットの手段を用いて株主総会にご参加いただけるよう、当日の状況を映像と音声でライブ配信いたします。

※事前に議決権行使をされた場合も、当日のライブ配信をご視聴いただくことが可能です。

(2) インターネットの手段を用いた株主総会への参加は、法的には株主総会へ「出席」したものとして取り扱われませんので、あらかじめご了承ください。

(3) ご使用のパソコン、スマートフォン等のシステムや通信環境等によっては、ライブ配信の映像や音声が乱れる、視聴できない等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(4) ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。

2. 参加方法（ライブ配信システムへのログイン方法）

(1) パソコン

①以下のURLへアクセスしてください。

<https://vgm.smart-portal.ne.jp>

②本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする、「第94期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に記載しております「ID」と「Password（パスワード）」を入力後、ログインボタンをクリックしてください。

(2) スマートフォン・タブレット

本株主総会招集ご通知とあわせてお送りする、「第94期定時株主総会 ライブ配信のお知らせ」に記載しておりますQRコード^{*}をスマートフォン・タブレットで読み取ることでアクセスできます。

※ QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。

3. システム環境について（ログイン後のトップ画面にて事前にテスト視聴が可能です）
株主総会当日のライブ配信をご視聴いただくためのシステム環境に関するご留意事項を
以下のとおりご案内いたします。

(1) パソコン

①Windows

OS : Windows 11, 10

ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefoxの最新バージョン

②Mac

OS : Mac OS 13, 12, 11 （注）Mac OS 14は動作確認ができておりません

ブラウザ : Safari、Google Chrome、Firefoxの最新バージョン

(2) スマートフォン・タブレット

①Android (タブレット含む)

OS : Android 9以上

ブラウザ : Google Chromeの最新バージョン

②iPhone、iPad

OS : iOS 14以上

ブラウザ : Safari、Google Chromeの最新バージョン

4. その他ご留意事項

- (1) ライブ配信にご参加の株主様は、株主総会当日、議場での採決に参加して議決権行使を行う
ことはできませんので、事前に行使いただきますようお願い申しあげます。
- (2) 株主総会当日、総会会場にご来場された株主様の容姿はライブ配信しないよう配慮いたしま
すが、やむを得ず映りこむ場合もございます。あらかじめご了承ください。
- (3) 万一、何らかの事情によりライブ配信を行わない場合は、当社ウェブサイト
(<https://www.n-seisen.co.jp/>) にてお知らせいたします。

5. お問い合わせ先

ご不明の点は、**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

以上

事 業 報 告

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

2023年度の世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻に加えてイスラエルとハマスの対立も激化し、世界各地での地政学リスクの増大のほか、米国におけるインフレ対策の金融引き締めの長期化や中国での不動産市場の調整など、景気の下振れリスクが増えてきました。日本経済は年後半に自動車生産の挽回が本格化し景気を牽引しましたが、海外経済の減速や半導体市況の回復の遅れのほか、円安、物価高、人手不足といった構造的な課題も顕在化してきており、景況感の先行きに対する不透明感が大きくなっています。

このような事業環境の中で、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）は、2024年3月期を最終年度とする『中期経営計画(N S R 2 3)』において「日本精線リニューアル(N S R)継続推進と高機能・独自製品でサステナビリティに貢献」を中期ストローガンとして掲げ、高機能・独自製品の販売に注力して企業価値向上に努めてきました。

結果として通期の売上高は、447億27百万円（前期比8.8%減）となりました。損益については、太陽光発電パネルなどの製造プロセスで使用される極細線に対する需要の強さは継続したものの、サプライチェーン各社の在庫調整ならびに実需低迷の影響を受けたステンレス鋼線の販売量減少による操業度損増加や、これまで収益の牽引役だった半導体関連業界向け超精密ガスフィルター（NASclean[®]）の受注減少によって、減益を余儀なくされました。営業利益35億37百万円（同15.4%減）、経常利益36億99百万円（同14.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益25億92百万円（同16.0%減）となりました。

次に部門別の概要についてご報告申しあげます。

[ステンレス鋼線部門]

ステンレス鋼線においては、2023年度上半期の販売量が自動車用途や建材用途の荷動き鈍化による過剰在庫の調整が生じたことから月当たり2,587トンと大きく減少し、下半期も需要回復の動きは鈍く、第3四半期月当たり2,677トン、第4四半期月当たり2,756トン（第3四半期比3.0%増）と下半期平均2,717トン（上半期比5.0%増）となりました。一方、太陽光発電パネルの製造プ

ロセスで使用されるスクリーン印刷向け極細線は、お客様の細径化ニーズに応える高付加価値製品として好調な受注を確保し、年度を通じて堅調に推移しました。

なお、LMEニッケル価格については、ウクライナ情勢の影響もあり2022年度の平均価格がポンド当たり11.63ドル（2021年度平均に比してポンド当たり2.28ドル上昇）と急激に上昇しましたが、2023年度は下落に転じ平均価格でポンド当たり8.68ドル（2022年度平均に比してポンド当たり2.94ドル下落）となりました。一方、2022年度の為替レート平均136.47円が2023年度に平均145.62円と円安で推移したため、円ベースのニッケル価格の下落幅は低減しました。

結果として、通期におけるステンレス鋼線全体の月平均販売数量が2,652トンと大幅に減少（前期比532トン減、同16.7%減）しましたが、値上げによる販売単価上昇や極細線の販売増によって売上高382億66百万円（同5.6%減）と減少幅を低減しました。

海外現地法人であるTHAI SEISEN CO., LTD. 及び大同不銹鋼(大連)有限公司についても、ステンレス鋼線の販売数量が低迷し、減収となりました。

[金属繊維部門]

金属繊維においては、2023年度上半期の半導体関連業界向け超精密ガスフィルター（NASclean[®]）の販売が月当たり2億98百万円と大きく減少し、下半期も半導体メーカーの設備投資の延期や縮小による在庫調整が続いたため、半導体製造装置メーカー各社においても生産回復に遅延が生じました。第3四半期月当たり2億82百万円、第4四半期月当たり2億80百万円（第3四半期比0.7%減）と下半期平均2億81百万円（上半期比5.8%減）となりました。

ナスロン[®]フィルターについては、2023年度上半期の販売は国内外の高機能フィルム向けのフィルター販売が不振であったため月当たり2億23百万円と大きく減少しましたが、下半期は海外の炭素繊維関連の大型案件を中心に化合繊維向けのフィルターの販売増により、第3四半期月当たり2億57百万円、第4四半期月当たり2億88百万円（第3四半期比12.2%増）と下半期平均2億73百万円（上半期比22.5%増）となりました。

海外現地法人である耐素龍精密濾機（常熟）有限公司については、第1四半期（12月決算のため1～3月）に中国のゼロコロナ政策転換による感染症急拡大によって経済活動に大きな制約を受け、回復傾向にあるものの化合繊維用途の販売低迷が継続し減収となりました。

結果として、金属繊維部門の当期における売上高は64億61百万円（前期比24.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資額は、完工ベースで16億79百万円であり、その主な内容はステンレス鋼線及び金属繊維生産設備などの増設、品質向上及びコスト低減を目指した設備の更新並びに環境対応設備の設置などであります。

(3) 資金調達の状況

(2)の設備投資の所要資金は、すべて自己資金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

今後については、米中露や中東などでの地政学リスクがインフレ再燃や先端半導体の輸出制限などの経済安全保障上の制約となることのほか、中国の不動産市場の調整、為替・金利や人手不足などを発端とする景気の下振れリスクなど、多くのリスクシナリオを認識しております。

当社グループの主力製品であるステンレス鋼線は、中国や韓国のステンレス鋼線メーカーとの競争激化による収益低下などの懸念があり、同様に、金属繊維（ナスロン[®]）も化合繊維向けなどの一般汎用製品については競争が激しくなっております。

このような経営環境を踏まえ、当社グループは今年度より最終年度を2027年3月期とする『第16次中期経営計画(NSG26)』(NSG: Nippon Seisen Sustainable Growth)をスタートさせ、「サステナビリティ成長分野へ高機能・独自製品の開発・拡販と企業価値向上により持続的成長を図る」を中期スローガンとして掲げ、①サステナビリティ成長分野に向けた高機能・独自製品の開発深化、②生産基盤強化と生産性向上、③水素回収技術の深化、④ESG経営（資本コストや株価を意識した経営）を基本方針として企業価値向上に努めてまいります。NSG26の経営目標としては連結経常利益52億円、連結売上高経常利益率（ROS）10%以上、連結総資産経常利益率（ROA）10%以上などに加え、CO₂排出量30%削減（2013年度対比）目標を掲げております。

具体的には、ステンレス鋼線部門の販売面においては、再生可能エネルギー、医療、IoTなどのサステナビリティ成長分野に極細線、極細ばね、高強度ばね用材など当社グループの高機能・独自製品の拡販に努めてまいります。生産面においては、今後益々需要が伸びてくる極細線の先を見越した能力増強設備投資や将来起こりうる労働力不足に対応した省人化・自動化、クラウド化やAIなどのIoT活用を含めた生産基盤強化と生産性向上を図ります。また、THAI SEISEN CO.,LTD.や大同不銹鋼（大連）有限公司など海外生産拠点と一丸となった最適生産・販売体制を再構築してまいります。

金属繊維部門においては、今後さらに拡大が予想される半導体製造装置市場の需要拡大に応えて超精密ガスフィルター（NASclean[®]）の安定供給とともに新製品の開発・供給を行ってまいります。

前中期から取組んでいます「水素ビジネス」については、MCH（メチルシクロヘキサン）やアンモニアからの水素回収技術をさらに深化させ、水素回収技術、貯蔵技術、分離精製技術を組合せた小型プラントの商用化に向けた取組みを加速させていきます。

ESG経営としては、省エネ投資などの排出抑制を含めたサプライチェーン排出量（Scope 1+2+3）削減を推進し、2050年のカーボンニュートラルを目指します。また、資本コストや株価を意識した経営にも注力し、ステークホルダーとのコミュニケーション強化や株主還元策の強化を図ります。働き方改革や人的資本経営への投資も積極的に行うとともにリスク管理やガバナンスの体制強化にも鋭意取組んでまいります。

以上の諸施策を確実に実行することにより、収益の一段の向上を図るとともに、事業のグローバル化推進や高度化・多様化する顧客ニーズへの対応、サステナブル社会への貢献を通じ、『さらなる企業価値の向上』にグループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 第91期 2021年3月期 | 第92期 2022年3月期 | 第93期 2023年3月期 | 第94期 2024年3月期 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円) | 34,108 | 44,795 | 49,055 | 44,727 |
| 経常利益 (百万円) | 2,602 | 4,599 | 4,317 | 3,699 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,825 | 3,177 | 3,086 | 2,592 |
| 1株当たり当期純利益(円.銭) | 59.53 | 103.62 | 100.65 | 84.52 |
| 総資産 (百万円) | 46,071 | 51,230 | 54,054 | 53,402 |
| 純資産 (百万円) | 32,974 | 35,452 | 37,605 | 39,489 |

- (注) 1. 第92期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。
2. 当社は、第93期より「株式給付信託（BBT）」を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。
3. 2024年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第91期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は大同特殊鋼株式会社で、同社は、当社の株式3,117千株（出資比率50.37%）を保有しております。なお、同社は当社における原材料の重要な供給元であり、当社は同社の子会社を通じて原材料を仕入れております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、大同特殊鋼株式会社及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、品質・価格・納期等の取引条件を勘案し、一般取引先と同様、個別の協議により決定しており、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

また当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役を3分の1以上選任するとともに、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う、全ての独立社外取締役及び独立社外監査役で構成された特別委員会を設置しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引状況については、上記イ. に記載の特別委員会において、審議・検討した上で、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の決議を経ていることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------------|-----------|---------|---|
| THAI SEISEN CO., LTD. (タイ国) | 3億20百万バーツ | 95.0% | ・ステンレス鋼線の製造加工並びに販売 ・ダイヤモンドダイスの製造加工、修理並びに販売 |
| 耐素龍精密濾機(常熟)有限公司 (中国) | 60百万元 | 80.0% | ・金属繊維(ナスロン [®])製フィルター製品の製造並びに販売 |
| 大同不銹鋼(大連)有限公司 (中国) | 17百万元 | 74.0% | ・クロム系ステンレス鋼線の製造、加工並びに販売 |
| 韓国ナスロン株式会社 (韓国) | 450百万ウォン | 100.0% | ・超精密ガスフィルター及び金属繊維(ナスロン [®])製フィルター等の市場調査及び販売支援 |
| 日精テクノ株式会社 (大阪府枚方市) | 45百万円 | 100.0% | ・丸線・異形線の直線加工、溶接材料の伸線加工、製品入出庫作業及び人材派遣事業等 |

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

ステンレス鋼線、ステンレス鋼直棒・異形線、高合金線、チタン線、金属繊維（ナスロン[®]）及びその加工品、金属繊維焼結フィルター、半導体用超精密ガスフィルター、溶接棒、ダイヤモンドダイス、その他金属線の製造加工並びに販売

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社：大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
支店：大阪支店（大阪市中央区） 東京支店（東京都中央区）
名古屋支店（名古屋市中区）
工場：枚方工場（大阪府枚方市） 東大阪工場（大阪府東大阪市）

② 子会社

- ・ THAI SEISEN CO.,LTD. (タイ国)
- ・ 耐素龍精密濾機（常熟）有限公司（中国）
- ・ 大同不銹鋼（大連）有限公司（中国）
- ・ 韓国ナスロン株式会社（韓国）
- ・ 日精テクノ株式会社（大阪府枚方市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数(前期末比増減) | 摘要 |
|------------------|----------------------|
| 名 870 名 (△23) | パート、期間工など非正社員215名を除く |

② 当社の従業員の状況

| 従業員数(前期末比増減) | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 摘要 |
|-----------------|----------|---------|----------------------|
| 名 596 名 (△6) | 歳月 42・11 | 年月 19・6 | パート、期間工など非正社員182名を除く |

(10) 主要な借入先

① 企業集団の借入先の状況

| 借入先 | 借入金 | 残高 |
|--------------------------------|-----|-----|
| 株式会社みずほ銀行 | | 百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 212 | |
| 株式会社三井住友銀行 | 68 | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 34 | |
| 株式会社七十七銀行 | 34 | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 34 | |
| バンクオブアユタヤパブリック カンパニー リミニテッド | 20 | |

② 当社の借入先の状況

| 借入先 | 借入金 | 残高 |
|--------------|-----|-----|
| 株式会社みずほ銀行 | | 百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 134 | |
| 株式会社三井住友銀行 | 68 | |
| 株式会社池田泉州銀行 | 34 | |
| 株式会社七十七銀行 | 34 | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 34 | |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,253,038株
- (3) 当期末株主数 7,198名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------|----------|---------|
| 大同特殊鋼株式会社 | 3,117 千株 | 50.37 % |
| 日本マスタートラスト信託（信託口） | 415 | 6.71 |
| 前尾吉信 | 123 | 2.00 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 110 | 1.78 |
| 野村證券株式会社自己振替口 | 73 | 1.17 |
| 特殊発條興業株式会社 | 66 | 1.07 |
| A S A D A 株式会社 | 60 | 0.96 |
| 株式会社SBI証券 | 56 | 0.91 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口4） | 55 | 0.89 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） | 55 | 0.89 |

(注) 1. 当社は、自己株式を64,613株保有していますが、上記大株主からは除外しております。

なお、自己株式には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が「株式給付信託(BBT)」に基づき保有する当社株式（55,100株）を含んでおりません。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者 |
|---------------|------|-------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 950株 | 1名 |

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式です。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2024年1月30日開催の取締役会において、2024年4月1日付で普通株式1株を5株に株式分割するとともに、あわせて同日付で発行可能株式総数について当社定款を変更する旨を決議いたしました。これにより、同日付をもって発行可能株式総数が100,000,000株増加し125,000,000株に、発行済株式の総数が25,012,152株増加し31,265,190株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

| 氏 名 | 会社における地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------------|---|
| 新 貝 元 | 取 締 役 会 長 | |
| 利 光 一 浩 | 代 表 取 締 役 社 長 | |
| 高 橋 一 朗 | 取締役常務執行役員 | 管理部門統括、 総務部・情報システム部担当、 コンプライアンス・リスクマネジメント担当 サステナビリティ担当 |
| 滝 沢 正 明 | 取 締 役 | |
| 内 山 由 紀 | 取 締 役 | TMI総合法律事務所大阪オフィスカウンセル、丸一鋼管株式会社社外監査役 |
| 今 泉 泰 彦 | 取 締 役 | |
| 高 宮 伸 | 取 締 役 | 大同特殊鋼株式会社執行役員 鋼材営業本部副本部長兼大阪支店長 |
| 若 松 壮 一 | 常 勤 監 査 役 | 日精テクノ株式会社非常勤監査役 |
| 近 藤 雅 昭 | 常 勤 監 査 役 | |
| 長 谷 川 正 | 監 査 役 | |
| 岩 谷 直 樹 | 監 査 役 | 岩谷産業株式会社監査役 |

- (注) 1. 取締役滝沢正明氏、内山由紀氏及び今泉泰彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役長谷川正氏及び岩谷直樹氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役滝沢正明氏、内山由紀氏及び今泉泰彦氏、並びに、監査役長谷川正氏及び岩谷直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 4. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
 5. 常勤監査役の若松壮一氏は、当社の経理部長、また同・近藤雅昭氏は、当社の経理部主席部員を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当期中の取締役及び監査役の異動

① 退任

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当 及び重要な兼職の状況 |
|-------|------------|------|---|
| 加藤 泰資 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 当社取締役 |
| 花井 健 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 当社取締役 タツタ電線株式会社社外取締役、ギークス株式会社社外取締役、ケイアイスター不動産株式会社社外取締役 |
| 温品 昌泰 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 当社取締役 大同特殊鋼株式会社執行役員 ホットフォーマー事業部長 |
| 津田 俊之 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 当社常勤監査役 |
| 鈴井 伸夫 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 当社監査役 |

② 就任

| 氏名 | 地位 | 就任日 |
|------|-----|------------|
| 利光一浩 | 取締役 | 2023年6月29日 |
| 今泉泰彦 | 取締役 | 2023年6月29日 |
| 高宮伸 | 取締役 | 2023年6月29日 |
| 近藤雅昭 | 監査役 | 2023年6月29日 |
| 岩谷直樹 | 監査役 | 2023年6月29日 |

(注) 1. 利光一浩氏は、2023年6月29日、取締役会の決議により代表取締役社長に選定され、就任いたしました。

2. 近藤雅昭氏は、2023年6月29日、監査役会の決議により常勤監査役に選定され、就任いたしました。

(ご参考)

当社では、経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員体制を採っております。

2024年4月1日現在の執行役員体制は次のとおりです。

| 氏名 | 執行役員役名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--------|---|
| *高橋一朗 | 常務執行役員 | 管理部門統括、 総務部・情報システム部・ESG推進部担当、 コンプライアンス・リスクマネジメント担当、 サステナビリティ担当 |
| 越智隆裕 | 常務執行役員 | 金属繊維担当、 耐素龍精密濾機（常熟）有限公司董事長 |
| 大塚雅彦 | 常務執行役員 | 鋼線製造担当、 研究開発部・顧客サービス部担当、 枚方工場長 |
| 山田和仁 | 常務執行役員 | 鋼線販売部門・営業統括部担当 |
| 松田潤 | 執行役員 | 金属繊維販売部門担当、 韓国ナスロン株式会社代表理事 |
| 木寅潤一 | 執行役員 | 経営企画部・経理部担当、 経営企画部長、 大同不銹鋼（大連）有限公司董事長 |
| 佐々木俊明 | 執行役員 | 金属繊維製造部門担当 |
| 飽浦常夫 | 執行役員 | 研究開発部長 |
| 中谷修司 | 執行役員 | 大阪支店長 |

(注) *印の執行役員は取締役を兼務しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は、全額会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

| 役員区分 | 員数 | 報酬等の種類別の総額 | | | 報酬等の総額 |
|------------------|------------|-------------------|----------------|----------------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 8名 (4名) | 102百万円 (27百万円) | 39百万円 (-) | 19百万円 (-) | 160百万円 (27百万円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 6名 (3名) | 44百万円 (15百万円) | - (-) | - (-) | 44百万円 (15百万円) |

- (注) 1. 上記業績連動報酬等の額には、期間費用として引当金計上した取締役賞与（取締役3名に対し39百万円）を含めております。なお、取締役賞与の額については、連結経常利益（当期の実績36億99百万円）をベースに一定の算式に基づき算出しております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
3. 上記には、無報酬の取締役2名は含んでおりません。
4. 2022年6月29日をもって取締役の退職慰労金制度を廃止しております。また、2018年6月28日をもって社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。
5. 当社取締役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第62期定時株主総会において月額15百万円以内（ただし使用者兼務取締役に対する使用者分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。（うち、社外取締役は1名）
6. 株式報酬は、2022年6月29日開催の第92期定時株主総会において、月額報酬とは別枠として、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度あたり18,600ポイント（2024年4月1日付にて実施した株式分割（普通株式1株を5株に分割）により現在の上限は1事業年度あたり93,000ポイント）とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役の員数は3名です。また、報酬額は当該事業年度の費用計上額を記載しております。
7. 当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月28日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

- ・取締役2名に対し7百万円（うち社外取締役1名に対し3百万円）

（上記には、過年度の事業報告において取締役の報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役2名7百万円（うち社外取締役1名3百万円）が含まれております。）

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下に記載するとおりであります。かかる方針の決定にあたっては、ガバナンス委員会の協議を経て、取締役会決議により決定することとしています。

決定方針の内容は下記のとおりです。

1. 役員報酬の基本方針及び体系・構成

取締役の報酬は、①固定報酬である基本報酬（月額）、②単年度の当社の業績を反映した役員賞与（業績連動報酬等）、及び③株式報酬（非金銭報酬等）から構成します。また、中長期の業績を反映させる観点から、各取締役（社外取締役を除く）は、月額報酬の一定額を当社役員持株会に拠出することにより、当社株式を取得し、取得した株式の保有を在任期間中継続することとします。

なお、社外取締役の報酬は、その職務内容等に鑑み、業績連動報酬及び株式報酬は支給せず、固定報酬である基本報酬（月額）のみを支給します。

2. 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各取締役の役位や職責（担当部門の職務内容や規模、責任、経営への影響の度合い等）、在任年数等に応じ、あらかじめ定められた基準額の範囲内で決定された額を月次の報酬として支給します。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給します。

3. 役員賞与

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会の承認を経た上で、定時株主総会後に支給します。その各人別の支給金額は、連結経常利益をベースに一定の算式に基づき算出した数値に、連結経常利益の額に応じてあらかじめ定める職位別の指數を乗じ、職位別基本額を算出した上で、担当部門の業績・個人別の考課・在任期間等を考慮し、一定の加減算を行い算出します。業績の見通しの修正等、特別な事情が生じた場合は支給額の見直しを行うものとし、また、連結経常利益が一定額を下回る場合には、役員賞与を支給しません。

職位別の指數は、基本報酬と同様に各取締役の役位や職責等に応じて定めるものとします。なお、業績連動報酬等及び非金銭報酬等である株式報酬とそれ以外の報酬の比率を定めることはしないこととしますが、職位が高位であれば、業績に対する責任の度合等も高まるところから、それに応じて業績連動報酬等としての役員賞与の比率が高まるよう、役員賞与にかかる上記職位別の指數も高く設計します。

4. 株式報酬

取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬については、原則として退任時に支給します。支給株式数等は、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定します。付与するポイントは、役位に応じて定まる役位ポイントとします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の基本報酬、役員賞与、及び株式報酬は、株主総会決議及びあらかじめ定められた報酬内規に基づく算出方法の範囲内で代表取締役社長に各人別の支給額の決定を一任します。

なお、代表取締役社長はガバナンス委員会における協議を経て、基本報酬については報酬内規で定められた報酬基準額の範囲内で各人別の支給額を決定するものとし、役員賞与については報酬内規で、また株式報酬については役員株式給付規程で定められた算定方法に基づき各人別の支給額を決定します。

ガバナンス委員会においては、上記基本報酬及び株式報酬の役位ごとの基準額・役位ポイント、賞与については、指標を含む算定方法及び各取締役の具体的な支給額等を協議するものとします。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に委任しております。取締役会がこれらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

2023年6月29日、取締役会は、取締役の基本報酬（月額）及び役員賞与の額の決定を、株主総会決議及び報酬内規に基づく算出方法の範囲内で定めることとして代表取締役社長利光一浩氏に一任し、同日、同氏は、これらの報酬に係る各人別の支給額を決定しました。

当事業年度においても、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役内山由紀氏は、TMI総合法律事務所大阪オフィスカウンセル及び丸一鋼管株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、これら事務所・会社と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - ・監査役岩谷直樹氏は、岩谷産業株式会社の監査役を兼職しており、同社と当社の間に営業上の取引がありますが、その取引金額は当期連結売上高の1%未満であります。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役滝沢正明氏は、企業経営者として培ってきた見識を活かして、特に、海外事業拡大に向けた経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、役員の指名・報酬に関する重要な事項を審議するガバナンス委員会の委員及び親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討する特別委員会の委員を務めております。当事業年度に開催したガバナンス委員会2回、特別委員会1回の全てに出席し、独立した客観的・中立的な立場から経営の監督を担っております。
 - ・取締役内山由紀氏は、弁護士として培ってきた見識を活かして、特に、コンプライアンスの徹底・リスクマネジメントの強化に向けた経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当事業年度に開催した取締役会11回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、役員の指名・報酬に関する重要な事項を審議するガバナンス委員会の委員及び親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討する特別委員会の委員長を務めております。当事業年度に開催したガバナンス委員会2回、特別委員会1回の全てに出席し、独立した客観的・中立的な立場から経営の監督を担っております。
 - ・取締役今泉泰彦氏は、金融関係の業務に長年携わってきた見識を活かして、投資家・株主の視点に立ったコーポレートガバナンス強化等の経営施策に反映いただく観点から、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくことが期待されていたところ、取締役就任後に開催した取締役会9回の全てに出席し、かかる専門的な知見をもとに議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、役員の指名・報酬に関する重要な事項を審議するガバ

ナンス委員会の委員を務めております。取締役就任後に開催したガバナンス委員会1回に出席し、独立した客観的・中立的な立場から経営の監督を担っております。

- ・監査役長谷川正氏は、当事業年度に開催した取締役会11回、監査役会10回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討する特別委員会の委員を務めております。当事業年度に開催した特別委員会1回に出席し、独立した客観的・中立的な立場から経営の監督を担っております。
- ・監査役岩谷直樹氏は、監査役就任後に開催した取締役会9回、監査役会7回の全てに出席し、それぞれ議案の審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であったひびき監査法人は、2023年6月29日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 (消 費 税 含 ま ず) |
|--|-----------------------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 30百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社であるTHAI SEISEN CO.,LTD.、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司及び大同不銹鋼（大連）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の独立性、及び専門性、並びに職務の執行状況などを総合的に判断して、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきまして、当社取締役会における決議内容は次のとおりです。

① 内部統制基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役会で定めた「日本精線企業倫理憲章」及びそれに基づいて制定した「日本精線行動規準」をすべての役員、執行役員及び使用人に配付するとともに、「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」を継続して伝える。

また、「日本精線企業倫理憲章」に制定のとおり、当社は、市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、公的機関と協力して断固として対決する。

これらを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置、コンプライアンス・リスクマネジメント担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人が行動規準の実施を徹底するよう啓蒙、改善を継続する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは隨時開催し、その内容は取締役会に報告する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等）に記録し、保存する。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、株主総会議事録等の法定作成文書をはじめ稟議書等の決裁書類並びに経営会議資料等は、取締役会規程、文書取扱規程等社内規程に基づき保存及び管理を適正に行う。

④ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業推進に伴う損失の危険に関しては、執行役員がそれぞれの担当部署のリスクを認識、統括・管理する。子会社の損失の危険に関しては「関連会社管理規程」に基づき経営企画部が主管部署となり管理し、都度必要な指導を行う。それら内容については「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」並びに取締役会に報告する。

突発的危機発生時は、経営危機管理規程に基づき、対外的影響を最小限にするための対応策を

協議・実施する。

また、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重などサステナビリティ課題への取り組みを組織的に推進するため、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置、サステナビリティ担当役員を選任し、取締役、執行役員及び使用人がそれら取り組みを徹底するよう啓蒙、改善する。サステナビリティ委員会は原則として6ヶ月に1回、必要あるときは随時開催し、その内容は取締役会に報告する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営意思決定の効率化を図り、経営監督機能と業務執行機能を区分して役割と責任を明確にするため、執行役員制度を採用する。当社執行役員制度の下では、取締役会で定めた中期計画や予算などの経営目標に基づき、代表取締役及び執行役員が半期毎に、具体的活動方針及び目標を設定し業務の執行及び進捗状況のレビューを行う。

また、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるため、原則毎週1回代表取締役、常務執行役員及び関係部門長が出席して開催する「経営会議」において効率的審議を行い、定められた案件は取締役会の決議・報告事項とする。

⑥ 当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は親会社及びそのグループ各社との関係に関しては、大同特殊鋼グループとしての企業価値向上に取り組むと同時に、上場企業としての経営の独立性を確保することを基本方針とし、取引については一般取引先と同様個別協議により決定する。
- ロ. 「経営会議」において子会社取締役は業績及び計画を適宜報告し、年次決算及び予算に関しては「経営会議」にて審議する。また、子会社における重要な設備投資については「経営会議」にて子会社取締役が説明のうえ審議し実施する。
- ハ. 子会社の経営が順調に進展するように、適宜、子会社取締役は当社関係部署と打合せを実施する。
- ニ. 当社取締役、執行役員及び使用人は子会社の非常勤監査役または非常勤取締役に就任し、子会社を監査、監視する。内部監査部門は、1年に1回重要な子会社の監査を実施し、代表取締役社長並びに監査役会にその結果を報告する。
- ホ. 子会社に「日本精線企業倫理憲章」及び「日本精線行動規準」を配付し、指導・支援を行い、法令遵守意識を啓蒙する。また、財務報告の信頼性の確保については、体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定め責任体制を明確化して推進し、財務報告

の信頼性の維持・向上を図る。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を置くことを求められた場合は、総務部所属の使用人にその任を命じ行わせる。その使用人の人事異動・人事評価等の処遇に関しては監査役会との協議により実施する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間を総務部長に確保させる。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、法令に定める事項に加え、当社及び当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスの推進・実施状況、コンプライアンス通報・相談窓口への相談・通報状況、その他重要事項について報告する。また、「経営会議」には、監査役の出席を仰ぐ。

⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して、子会社に関する前項に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。内部監査部門は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役及び使用人から聴取した内容を監査役に報告する。

⑪ 監査役に報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを「公益通報者保護規程」に定める。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払または債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を設定する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

- ・コンプライアンスの重要性の理解と意識付けを浸透させるため、「日本精線企業倫理憲章」及び「日本精線行動規準」を制定、また「日本精線行動規準」の考え方を解説した行動規準ガイドブックを全従業員に配付し、周知しております。また、10月の企業倫理月間において担当役員メッセージを発信する等、法令遵守と企業倫理の徹底について継続的な取り組みを行っております。
- ・コンプライアンスの通報・相談窓口（ホットライン）を社内外に設置・周知することで、コンプライアンスの実効性向上を図っております。また、ホットライン窓口となる担当者には、通報・相談時に適切に対応することができるよう定期的に教育を実施しております。
- ・人権尊重に向けた取り組みとして、日本精線グループ人権方針を制定いたしました。今後も人権デューデリジェンスに継続的に取り組んでまいります。

② リスク管理体制の強化

- ・代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を2回開催し、当社グループにおける重要リスクへの対応等リスクマネジメント課題や対策について審議を行いました。また、大規模自然災害等不測の事態に備えた事業継続計画（B C P）の充実化、多様化しているサイバー攻撃の事例を踏まえたセキュリティ強化を鋭意推進しております。

③ サステナビリティに関する取り組みの状況

- ・代表取締役社長が委員長を務めるサステナビリティ委員会を3回開催し、TCFD提言に沿った気候変動など地球環境問題への配慮をはじめとするサステナビリティ課題への取り組みに

について審議を行いました。SDGsの取り組みとともに高機能・独自製品の提供を通じたサステナブル社会への貢献を組織的に推進しております。

- ・サステナビリティ報告書2023につきましては、以下の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.n-seisen.co.jp/sustainability/report/>

④ 経営意思決定の効率化

- ・当社グループは、2027年3月期を最終年度とする『中期経営計画（N S G 2 6）』を策定し、連結ベースでの経営指標及び業績管理を行っています。中期経営計画の進捗及び業務執行の重要案件について、適宜取締役会及び経営会議に諮り、監督・指導を行っております。
- ・取締役等の職務の執行を効率的に行うために執行役員制度を採用しており、また、「取締役会規程」において取締役会付議事項を明確にするとともに、「稟議規程」において代表取締役社長や執行役員への権限委譲を定めることにより、意思決定の適正化・迅速化を確保しております。

⑤ 企業グループにおける業務の適正の確保

- ・当社の親会社である大同特殊鋼株式会社は当社における原材料の重要な供給元であります
が、その取引に関しては、経済合理性に基づき、品質・価格・納期等の取引条件を勘案して公正かつ適正に材料調達先を決定することにより少数株主を保護することを目的として定めた「原材料取引の基本方針」に基づき運用しております。また当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う、全ての独立社外取締役及び独立社外監査役で構成された特別委員会を設置しております。
- ・当子会社取締役は、月次業績及び計画、並びに年次決算及び予算に関して、適宜「経営会議」にて報告し、業務の執行及び進捗状況のレビューを行っております。当社取締役、監査役、執行役員及び使用人の内、THAI SEISEN CO.,LTD.には3名、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には5名、大同不銹鋼（大連）有限公司には1名、韓国ナスロン株式会社には3名、日精テクノ株式会社には2名が非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視しております。
- ・内部監査部門は、THAI SEISEN CO.,LTD.には12月、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司には3月に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告しております。なお、耐素龍精密濾機（常熟）有限公司の監査はインターネット等を活用して実施しております。

⑥ 監査役の監査体制

- ・監査役は、重要な意思決定や職務の執行状況等必要とする情報については、文書及び議事録の供覧や「経営会議」「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「サステナビリティ委員会」への出席を通じて適切に行われております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの通報・相談状況等の報告を受けております。
- ・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図っております。

(注) 1. 金額・株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。

3. 比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|----------|-------------------------|----------|
| (資 産 の 部) | (53,402) | (負 債 の 部) | (13,912) |
| 流 動 資 產 | 35,484 | 流 動 負 債 | 8,828 |
| 現 金 及 び 預 金 | 15,238 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 5,946 |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 8,037 | 短 期 借 入 金 | 260 |
| 電 子 記 録 債 権 | 1,711 | リ 一 ス 債 務 | 8 |
| 棚 卸 資 產 | 10,284 | 未 払 法 人 税 等 | 620 |
| そ の 他 | 212 | 未 払 消 費 税 等 | 375 |
| 固 定 資 產 | 17,917 | 賞 与 引 当 金 | 693 |
| 有 形 固 定 資 產 | 15,800 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 39 |
| 建 物 及 び 構 築 物 | 5,395 | そ の 他 | 884 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 6,809 | 固 定 負 債 | 5,083 |
| 土 地 | 1,657 | 長 期 借 入 金 | 176 |
| リ 一 ス 資 產 | 22 | リ 一 ス 債 務 | 16 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1,390 | 役 員 株 式 紙 付 引 当 金 | 67 |
| そ の 他 | 525 | 環 境 対 策 引 当 金 | 171 |
| 無 形 固 定 資 產 | 185 | 退 職 紙 付 に 係 る 負 債 | 4,535 |
| ソ フ ト ウ エ ア 等 | 185 | そ の 他 | 117 |
| 投 資 そ の 他 の 資 產 | 1,931 | (純 資 產 の 部) | (39,489) |
| 投 資 有 價 証 券 | 100 | 株 主 資 本 | 37,653 |
| 繰 延 税 金 資 產 | 1,583 | 資 本 金 | 5,000 |
| そ の 他 | 247 | 資 本 剰 余 金 | 5,558 |
| 資 產 合 計 | 53,402 | 利 益 剰 余 金 | 27,494 |
| | | 自 己 株 式 | △398 |
| | | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 1,232 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金 | 40 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △1 |
| | | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 1,120 |
| | | 退 職 紙 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 72 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 603 |
| | | 負 債 純 資 產 合 計 | 53,402 |

連結損益計算書

(2023年4月1日から)
(2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金額 |
|-------------------------------|---|--------|
| 売 上 高 | | 44,727 |
| 売 上 原 価 | | 37,663 |
| 売 上 総 利 益 | | 7,064 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,526 |
| 営 業 利 益 | | 3,537 |
| 営 業 外 収 益 | | 219 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 他 | 24 |
| そ の 他 | | 194 |
| 営 業 外 費 用 | | 56 |
| 支 払 利 息 | 他 | 4 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | | 33 |
| そ の 他 | | 18 |
| 経 常 利 益 | | 3,699 |
| 特 別 利 益 | | 1 |
| 固 定 資 産 売 却 益 | | 1 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 3,701 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,102 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △12 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,610 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 18 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 2,592 |

貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|----------|---------------------------|----------|
| (資 産 の 部) | (47,415) | (負 債 の 部) | (13,135) |
| 流 動 資 産 | 29,667 | 流 動 負 債 | 8,118 |
| 現 金 及 び 預 金 | 11,939 | 支 払 手 形 | 11 |
| 受 取 手 形 | 162 | 買 掛 金 | 5,417 |
| 電 子 記 録 債 権 | 1,711 | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 162 |
| 売 売 品 及 び 製 品 | 7,098 | リ 一 斯 債 務 | 8 |
| 商 品 及 び 製 品 | 2,250 | 未 未 扎 費 用 | 347 |
| 仕 傷 及 び 販 品 | 4,384 | 未 未 扎 法 人 税 | 370 |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品 | 1,905 | 未 未 扎 消 人 税 | 610 |
| 前 払 費 用 | 75 | 前 預 賞 役 金 | 371 |
| そ の 他 | 139 | 與 賞 員 金 | 31 |
| 固 定 資 産 | 17,747 | 與 賞 の 引 当 金 | 66 |
| 有 形 固 定 資 産 | 13,872 | 員 賞 金 | 680 |
| 建 構 物 | 4,255 | 固 定 負 債 | 39 |
| 機 械 及 び 装 置 | 469 | 長 期 借 入 債 | 1 |
| 車 両 運 搬 具 | 5,886 | 期 一 借 入 債 | 5,016 |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 35 | 退 職 付 債 | 176 |
| 土 地 | 432 | 役 員 付 債 | 16 |
| リ 一 斯 資 產 | 1,450 | 環 境 付 債 | 4,467 |
| 建 設 仮 勘 定 | 22 | そ の 他 付 債 | 67 |
| 無 形 固 定 資 産 | 176 | (純 資 產 の 部) | 171 |
| 電 話 加 入 権 等 | 23 | 株 主 資 本 | 117 |
| ソ フ ト ウ エ ア | 151 | 資 本 余 儲 金 | (34,279) |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 0 | 資 本 余 儲 金 | 34,241 |
| 投 資 そ の 他 の 資 產 | 3,697 | 利 益 余 儲 金 | 5,000 |
| 投 資 有 價 証 券 | 100 | 利 益 余 儲 金 | 5,561 |
| 関 係 会 社 株 式 | 1,274 | 利 益 余 儲 金 | 5,446 |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 416 | 利 益 余 儲 金 | 115 |
| 従 業 員 長 期 貸 付 金 | 0 | 利 益 余 儲 金 | 24,077 |
| 繰 延 税 金 資 產 | 1,695 | 利 益 余 儲 金 | 359 |
| そ の 他 | 210 | 自 己 株 式 | |
| 資 產 合 計 | 47,415 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | |
| | | そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金 | |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | |
| | | 負 債 純 資 產 合 計 | 47,415 |

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)
 (2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|--------|
| 売 上 高 | 40,192 |
| 売 上 原 価 | 33,773 |
| 売 上 総 利 益 | 6,419 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 2,993 |
| 営 業 利 益 | 3,425 |
| 営 業 外 収 益 | 242 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 145 |
| そ の 他 | 96 |
| 営 業 外 費 用 | 36 |
| 支 払 利 息 | 1 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 32 |
| そ の 他 | 2 |
| 経 常 利 益 | 3,631 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 3,631 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,051 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △14 |
| 当 期 純 利 益 | 2,594 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

日本精線株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 洪 誠 悟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精線株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

日本精線株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

| | | |
|---------|-------|-------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 洪 誠 悟 |
| 業務執行社員 | | |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 森 崇 |
| 業務執行社員 | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精線株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、関係会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

日本精線株式会社 監査役会

常勤監査役 若 松 壮 一 ㊞

常勤監査役 近 藤 雅 昭 ㊞

監 査 役 長 谷 川 正 ㊞

監 査 役 岩 谷 直 樹 ㊞

(注) 監査役長谷川正及び監査役岩谷直樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、連結業績や財政状態などを総合的に勘案し、連結配当性向40%程度を目途に株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

また、内部留保資金につきましては、将来の成長戦略に必要な設備投資及び研究開発活動や新たな事業展開など『さらなる企業価値の向上』を図るための資金に活用したいと考えております。

第94期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案し、次のとおり当社普通株式1株につき105円とさせていただきたいと存じます。この場合、当期の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は49.7%となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金105円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は649,784,625円となります。

(注1) 中間配当（1株につき105円）を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき210円となります。

(注2) 当社は2024年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。当期（第94期）の期末配当につきましては、配当基準日が2024年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役滝沢正明氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふじもと たかし
藤本 節

(1955年7月5日生)

新任 社外 独立



所有する当社の
株式の数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|---|
| 1980年 4月 | 東レ株式会社入社 |
| 2009年 4月 | 同社工務第1部長 |
| 2014年 6月 | 東レ・プレシジョン株式会社代表取締役社長 |
| 2016年 6月 | 東レ株式会社取締役 情報システム部門統括エンジニアリング部門長 |
| 2018年 6月 | 同社常務取締役 情報システム部門・購買・物流部門統括エンジニアリング部門長 |
| 2020年 6月 | 同社エンジニアリング部門顧問（現任） 東レエンジニアリング株式会社代表取締役会長 |
| 2023年 6月 | 同社相談役（非常勤）（現任、2024年6月退任予定） |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤本 節氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は東レ株式会社において、エンジニアリング部門の要職を歴任しており、先端技術の開発や設備の立ち上げ等に関する豊富な知識を有し、また同社グループ各社の経営を経験していることから、当社では、これらの経験を活かし、取締役会等において当社の経営に対して適切な助言や意見をいただくことが期待されるためあります。

同氏の選任が承認された場合は、当社役員の指名・報酬や利益相反取引について審議・検討を行うガバナンス委員及び特別委員として、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

（注）

1. 藤本 節氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役に選任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. なお、藤本 節氏は東レ株式会社エンジニアリング部門の顧問及び東レエンジニアリング株式会社の相談役であり、両社は当社との間に営業上の取引がありますが、東レ株式会社との取引金額は当期連結売上高の1%未満、また東レエンジニアリング株式会社との取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
3. 藤本 節氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 藤本 節氏は補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

5. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役若松壮一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ごとう しんいちろう
後藤 伸一朗 (1964年5月26日生)

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|---|
| 1989年 4月 | 大同特殊鋼株式会社入社 |
| 2013年 2月 | 同社鍛造製品本部鍛鋼品事業部渋川工場副工場長 |
| 2017年 4月 | 同社自動車ビジネスユニット東京営業部長 |
| 2020年 4月 | 同社CRM部長 |
| 2024年 5月 | 当社経理部主幹部員（大同特殊鋼株式会社在籍出向）（現任） (2024年6月 大同特殊鋼株式会社退社予定) |

所有する当社の
株式の数

0株

監査役候補者とした理由

後藤伸一郎氏を監査役候補者とした理由は、同氏は大同特殊鋼株式会社においてCRM部長としてコーポレートリスクマネジメントに関する幅広い経験と知識を有すること、また当社で経理部門を経験しており、これらの経験を活かし、当社の経営に対して適切な監視・監督をいただくことが期待されると判断したためであります。

(注) 大同特殊鋼株式会社は当社の親会社であり、また同社は原材料の重要な供給元であります。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
- 候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 後藤伸一郎氏は補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の規定により、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

<ご参考> 本総会終結後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

| | 氏名 | 企業経営 | ステンレス業界の知見・専門知識 | 製造技術 | 新製品・新事業開発 | 営業・マーケティング | 海外ビジネス | 財務・ファイナンス | 人事・法務リスクマネジメント |
|-----|--------|------|-----------------|------|-----------|------------|--------|-----------|----------------|
| 取締役 | 利光 一浩 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ |
| | 高橋 一朗 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | 新貝 元 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| | 内山 由紀 | ○ | | | | | ○ | | ○ |
| | 今泉 泰彦 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 藤本 節 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 高宮 伸 | ○ | ○ | | | ○ | | | |
| 監査役 | 近藤 雅昭 | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ |
| | 後藤 伸一朗 | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ |
| | 長谷川 正 | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |
| | 岩谷 直樹 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ |

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

みなみ
南

しょう さく
昌作

(1972年6月8日生)

社外 独立

略歴及び重要な兼職の状況

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 所有する当社の 株式の数 | 2000年4月 大阪弁護士会登録、御堂筋法律事務所入所 |
| 0株 | 2007年9月 同所退所 |
| | 2007年10月 リーガル・ソリューション法律事務所設立（現在に至る） |
| | 2021年7月 株式会社梅の花取締役（社外）（現任） |

補欠の社外監査役候補者とした理由

南 昌作氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と実績、また他社における社外取締役としての経営経験を有しております、これらの経験及び知見を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

(注)

1. 南 昌作氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 南 昌作氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任することとなった場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、リーガル・ソリューション法律事務所との間に顧問契約ではなく、また定的な取引もありません。
4. 南 昌作氏は、株式会社梅の花の社外取締役を兼務しておりますが同社と当社の間には特別の利害関係はありません。
5. 南 昌作氏が監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該候補者が監査役に就任することとなつた場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であり、また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末時点の取締役のうち常勤取締役3名に対し、総額39百万円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

また、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は「事業報告 4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案の内容はガバナンス委員会において協議したうえで、取締役会において決定しており、その内容は相当であると考えております。

以 上

第94期 定時株主総会 会場ご案内図

開催場所

大阪市北区梅田三丁目3番45号

ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ

TEL. 06-6458-7111



◎お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。



交通のご案内

| | |
|-----------|--------------------|
| JR | 大阪駅 桜橋口より 徒歩約5分 |
| 阪神電車 | 大阪梅田駅より 徒歩約5分 |
| 大阪メトロ四つ橋線 | 西梅田駅より 徒歩約5分 |
| JR東西線 | 北新地駅より 徒歩約6分 |
| 大阪メトロ御堂筋線 | 梅田駅より 徒歩約8分 |
| 阪急電車 | 大阪梅田駅より 徒歩約12分 |



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。